

基本計画（案）市民意見交換会配布資料

指定管理者制度って、なに？

魚 沼 市

指定管理者制度は、公共施設の管理を、会社・財団・NPOなどの民間団体に代行してもらうことで、「住民サービスの向上」と「経費の節減を図る」ことを目的にしています。

魚沼市においても、次のような30以上の施設で、すでに指定管理が行なわれています。

施設名	指定管理者	指定期間
小出ボランティアセンター	(福) 魚沼市社会福祉協議会	5年
魚沼市障害者支援施設ひろかみ工芸	(福) 魚沼厚生福祉会	10年
入広瀬山菜会館	入広瀬山菜組合	3年
月岡公園ゴルフ練習場	(株)ほりのうち	5年
魚沼市折立ふれあいの郷	おりたて振興組合	10年
広神野球場及び下条テニスコート	奥只見道光高原リゾート(株)	5年

魚沼市小出郷文化会館に指定管理者制度が導入された場合、施設の利用料は条例で定められた額を上限に、魚沼市と指定管理者が相談して決めることとなります。利用料の減免制度についても同様です。

魚沼市小出郷文化会館の管理業務民間委託基本計画（案）では、指定管理者に対し、専門性を持った職員を確保することで、市民の皆様が安全に、より楽しく快適に文化会館を利用できるようになることを目指しています。

また、魚沼市小出郷文化会館の管理のために必要な費用は、魚沼市が「指定管理料」として指定管理者に支払いますが、民間の効率性とノウハウを発揮して、経費節減にもつながることが期待されています。